

95号事件

第1 審査会の結論

本件請求を却下する。

第2 審査請求人の審査請求の理由

審査請求人は、平成28年11月14日付けの公文書開示請求書により開示を請求した文書について、実施機関が平成28年11月25日付けでなした決定期間延長決定が、延長の理由に該当しないことを理由として、延長決定前の決定期間満了日である平成28年11月28日までに、開示するかどうかの決定がなされなかったため、情報公開条例第11条、および第1条の目的に違背するとして本件審査請求をなした。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、審査請求人が開示を求めた文書が、第三者に関する情報が記載された文書であるため、情報公開条例第12条第1項に基づき、関係機関である東海旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社に意見聴取を行う必要があるため、平成28年11月25日付けで、条例第11条第2項に基づき45日間の決定期間延長決定をなした。45日間としたのは、第三者の組織が大きいこと、意見聴取に時間を要することが見込まれたためである。

第4 審査会の判断

- 1 本件審査請求の理由は、平成28年11月25日付け決定期間延長決定が、延長の理由に該当しないということであるため、審査の対象は、上記決定期間延長決定が情報公開条例第11条の定める延長理由に該当するか否かである。

審査請求人が開示を請求した文書が第三者に関する情報が記載された文書であることは、東海旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の意見申述書からも明らかである。もっとも、第三者に関する情報が、情報公開条例第6条第2号ウ又は同条第3号但し書きに規定する情報に該当するとは認められないため、意見を述べる機会の付与は必要ではないが、当該文書の中に第三者内の個人情報等が含まれているため、実施機関が第三者の意見聴取を行うべきと判断したことは是認できる。よって、条例第12条第1項に基づき、決定期間延長決定をなしたことは理由がある。

- 2 審査請求人は、45日間の決定期間延長決定をなしたことが、情報公開条例第1条の目的に違背すると主張するため、次にこの点について判断する。

確かに、情報公開条例第1条の情報公開の目的に照らせば、文書の開示はできるだけ早く行われることが望ましい。条例第11条第1項が、当該請求のあった日から起

算して15日以内に、当該請求のあった文書を開示するか否かを決定しなければならないとしているのは、この目的を達成するためと思料される。

しかしながら、第三者に関する情報が記載された文書である場合に、第三者の正当な利益を損なうことは許されず、そのため、条例は第12条で、第三者に意見を述べる機会を与えることを定めている。第三者の組織が大きい場合、意見聴取に相当期間がかかることが見込まれるのはやむを得ず、条例が定めた延長期間の最大限である45日間の決定期間の延長が明らかに妥当性を欠くとは言い難い。

また、審査請求人の方も、決定期間の延長期間が45日間であることについて特に意見を述べているわけではなく、その短縮を求めた形跡もなく、単に延長に理由がないと主張しているのもあって、45日間の決定期間の延長により、文書の開示請求の目的が達せられなくなったわけでもない。

以上の事情を総合すれば、45日間の期間延長決定がなされたことが、情報公開条例第1条の目的に違背するとは言えない。

第5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月20日	・審査請求諮問書受理
12月21日	・実施機関に対し公文書部分開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
12月27日	・実施機関から公文書開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
12月28日	・審査請求人に対し意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
平成29年1月10日	・審査請求人から意見書及び意見陳述の希望を受理
1月24日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
2月1日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁 護 士